

長崎県地域生活定着支援センター・社会福祉法人南高愛隣会 視察報告

なんこうあいりんかい

東京三弁護士会障害者等刑事問題検討協議会 委員 山田 恵太 (65 期)

2014年5月8日、9日の2日間、東京三弁護士会障害者等刑事問題検討協議会の委員7名で、長崎県にある長崎県地域生活定着支援センターおよび社会福祉法人南高愛隣会に視察に伺った。簡単にではあるが、今回の視察について報告する。

1 長崎県地域生活定着支援センター視察

1日目は、長崎県地域生活定着支援センターに視察に伺った。

地域生活定着支援センターは、障害や高齢などの理由により福祉的な支援を必要とする方が矯正施設を出所するにあたり、出所後に福祉サービス等につなげられるよう支援することなど（いわゆる「出口支援」）を目的として各都道府県に設置されている機関である。その中でも、長崎県地域生活定着支援センターは、2009年1月、全国に先駆けて開設され、出口支援に留まらず、被疑者・被告人段階での支援（いわゆる「入口支援」）にも積極的に取り組んでいる。

今回の視察では、所長の伊豆丸剛史氏から、同センターの果たしている役割、今までの取り組み、実践例などについてご説明いただいた。特に、昨年度実施された「障がい者審査委員会」の内容や、入口支援にかかるこれからの課題について、充実したお話を聞かせていただいた。

その後、伊豆丸氏と委員の間でディスカッションを行ったが、その中で、特別弁護士制度の活用例についてのお話（長崎では、福祉専門職の方が特別弁護士に選任された例が複数あるとのことであっ

た）や、司法と福祉の連携において、弁護士が求めることと福祉の立場のギャップがあるとお話（例えば、弁護士に具体的な受入先を求められてもすぐには用意できない場合もあるなど）が印象深かった。

2 社会福祉法人南高愛隣会視察

(1) 指定更生保護施設「雲仙・虹」

2日目は、社会福祉法人南高愛隣会へ視察に伺った。

雲仙・虹は、全国初の社会福祉法人が設置した更生保護施設であり、「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設出所者等を保護する更生保護施設」の指定を受け、高齢、障害などの理由で福祉的支援を必要とする矯正施設出所者等の受入れを行っている。

視察では、施設長の前田康弘氏から、雲仙・虹の現況、地域生活定着支援センターや司法福祉支援センターとの協働支援の実際、これからの課題などについてお話を伺った後、施設内の見学をさせていただいた。

前田氏によれば、雲仙・虹は、釈放までに福祉の手立て



南高愛隣会にて。中央が前田施設長

が整わない人を緊急に受け入れて衣食住を提供するというシェルター機能と、司法から福祉への緩やかな移行のための中間施設としての役割を持っているとのことであった。出口支援の場面において、矯正施設出所者をそのまま直接福祉につなげようとしても、実際に受入れを行う福祉事業所には大きな不安があり、受入れを断られてしまう場面も少なくない。そこで、雲仙・虹が中間施設として働くことにより、入所中に、障害者手帳や年金などの福祉サービスの準備もでき、その先の受入れ福祉事業所の安心につながるとのことであった。

確かに、このような中間施設があることが、受入れ福祉事業所の安心感を生み出し、受入れのしやすさにつながる。今後、他の地域においても、社会福祉法人が更生保護施設の運営をし、中間施設としての役割を果たすことで、出口支援の裾野が広がっていくのではないかと感じた。

(2) トレーニングセンターあいりん・さつき

トレーニングセンターあいりんは、自立訓練（生活訓練）という制度の枠を用いて、不起訴や執行猶予となった高齢・障害者等に対して、社会の中で生活をしていくための支援を提供している事業所である。トレーニングセンターあいりんの隣には、グループホーム・ケアホーム群「さつき」があり、利用者の方がここを生活の場として利用することで、昼夜を問わない支援を実現している。そして、トレーニングセンターあいりんの自立訓練（生活訓練）とさつきでの共同生活援助の事業を組み合わせることで、一体として、社会内訓練事業を行っている。

視察では、所長の宇野光央氏から、社会内訓練事業の概要や、実際に行われているプログラムの内容、実際の支援例などについてお話をいただいた後、施設内の見学をさせていただいた。社会内訓練事業においては、十分なアセスメントに基づき、個別の支援計画を立て、原則2年間という期限の中で、地域の福祉事業所へとつなげていく。そして、個別の支援計画に対し、犯罪防止学習やSST（social

skills training）などのプログラムを用意しているとのことであった。

現在、社会内訓練事業については、厚生労働省社会福祉推進事業の一つとして行われている。今後、他の地域でも社会内訓練事業が実際に行われていくこととなれば、罪に問われた障害のある方に対する支援のバリエーションが広がることになるだろう。

(3) 多機能型事業所「コロニーエンタープライズ」

コロニーエンタープライズは、就労継続支援A型および就労継続支援B型の事業所として、主に、島原手延べ素麺などの麺類の製造を行っている。就労継続支援事業とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に対して就労の機会を提供することなどを目的とした事業であり、コロニーエンタープライズでは、40名（A型30名、B型10名）の障害のある方が働いている。

お話を伺った管理者の佐用伸二氏によれば、矯正施設出所者の受入れも行っており、現在も、複数の矯正施設出所者の方が実際に働かれているとのことであった。

今回の視察を通し、罪に問われた障害のある方が、司法の枠組みから出た後、雲仙・虹や社会内訓練事業などを経て、実際の就労へつながっていく流れを見ることができ、大変有意義であった。

3 まとめ

現在、罪に問われた障害のある方の問題に注目が集まっている。東京でも、今年度から、障害のある被疑者・被告人に対する専門弁護士派遣制度の運用が開始されるなどしている。

このような動きの中で、この問題に関して先進的な取り組みを行ってきた長崎県地域生活定着支援センターや社会福祉法人南高愛隣会が行ってきた実践、抱えている課題については、東京での取り組みにおいても十分に参考にしていかなければならない。

杉山登志郎先生講演会「子ども虐待と発達障害～関係機関の連携を考える～」

子どもの人権と少年法に関する特別委員会 委員 森元 みのり (59 期)

野村 麻衣子 (60 期)



講演する杉山教授

1 はじめに

2014 年 5 月 28 日、浜松医科大学の杉山登志郎教授をお招きして講演会が開催された。

杉山教授は、多くの臨床経験から子ども虐待と発達障害との関わりについて深い見識をお持ちであり、当日は、司法・福祉・学校分野から大勢の参加者があった。

との指摘がなされ、虐待の連鎖を止めるためには、子どもで困難の対応システムが破綻している事実を認めることから始め、虐待親も被害者であるとの視線のもとに親子を並行支援してゆくことが大切であると結ばれていた。

3 第2部 杉山先生に聴く

第2部では、当委員会委員であり、社会福祉法人カリヨン子どもセンターの理事長でもある坪井節子委員が、杉山教授に質問を投げかける形で話を伺った。

坪井委員から、子どもの「生活」を支える福祉の現場の悩みとして「どのように医療と連携するべきか」「施設において愛着提供を受けられないまま育つ子はどうしたらよいのか？」などの質問がなされ、杉山教授からは「どんな医者でもよいから20歳までは精神科医にしがみついて生き抜くべき」「祖父母、学校の先生などの愛着提供者の存在がとても大事」など、非常に実践的なアドバイスをいただいた。

本講演の副題でもある関係機関との連携のあり方については、坪井委員から「とにかくその子が生き延びてくれるための司法・福祉・医療・教育関係者のスクラム連携が必要」とのお話があり、それを受けて、杉山教授からは「加害者支援も被害者支援も同じ。司法の矯正ルートとも連携を広げるべき」等の提言があった。

最後に質疑応答の後、当委員会の川村百合委員長から、閉会の挨拶がされた。

4 終わりに

当日は300名を超える参加者の方々と、会場が言葉どおり「満席」の大盛況となった。司法関係者ではない方の参加

2 第1部 基調講演

- (1) 冒頭に、発達障害の子どもの数が増加していること、その数からして原因が単一ではなく多因子と考えられること、因子の中でもとりわけトラウマ、すなわち虐待との関係が深いことが説明された。ここで杉山教授は、親が支援を受けやすくする観点から、「子ども虐待」を「子どもで困難」という言葉に置き換えることを提言された。
- (2) 発達障害に子どもで困難が加わると、幼児期に親子の愛着が健全に形成されないため、歪んだ対人関係の反復や、フラッシュバックによる衝動的暴力、非行等に至る可能性が高まるとのことである。一般的な発達障害より、トラウマ体験が、脳の発達に重大な影響をもたらすとの研究も報告された。
- (3) 対応には愛着の修復が欠かせないが、児童養護施設の職員不足、里親制度の未浸透といった構造的問題がある

も多く、アンケート回答者202名の方のうち、41%が福祉関係者であった。

弁護士が子ども虐待の問題に関わるとき、そして子ども自身が発達障害等の生きにくさを抱えているとき、この子の行く先に光はあるのかと思い悩むこともある。

しかし、今回の講演では、医療・福祉・教育等のそれぞれの分野の方たちが私たちと同じように悩みながら日々奮闘されていることにあらためて気づかされ、医療との連携の先には遠くとも希望の道があると思うことができ、非常に有意義な会であった。

シンポジウム「どこに向かう？ 教育の未来」報告

子どもの人権と少年法に関する特別委員会 委員 丸田 憲和 (64 期)

2014年5月31日午後1時30分より、弁護士会館講堂クレオ AB にて大会主催シンポジウム「どこに向かう？ 教育の未来」が開催された。その内容を以下にご紹介する。

1 はじめに

開会時刻前、会場のスクリーンには、1998年から学校改革を実践してきた神奈川県茅ヶ崎市浜之郷小学校の公開授業の様子が流され、柴垣明彦副会長の開会挨拶によりシンポジウムが開始した。

2 基調報告

まず、橋詰穰委員から、近時の教育再生・教育改革の全容と問題点について基調報告がされた。教育委員会制度の変更、教科書の検定基準改定や無償化措置法の改正、

大学改革等の一連の教育「改革」には、憲法や教育基本法等から導かれる教育に関する諸原則との関係で重大な問題があること、子どもの権利条約やCRC 勧告等の国際基準にも反することなどが指摘された。

3 講演

次に、「学びの共同体」で著名な学習院大学の佐藤学教授から、「一人残らず学びの主権者に『学びの共和国』としての学校」として、子どもの学ぶ権利を保障するための学校改革の実践とその具体例に関する講演がなされた。

佐藤学教授は、現場の支持を受けていない近時の教育「改革」の動きに疑問を呈し、教育の目的は一人一人の幸福の追求にあること、学校の役割は一人残らず子どもの学ぶ権利を保障する点にあることを確認した上で、その目的・役割を達成する教育の実現について、豊富な具体例を踏まえて説明された。子どもの学ぶ権利を保障するための学校改革は困難を極めるとしつつ、学び続ける限り子どもは決して崩れないこと、教育には平等と質の同時追求が重要であることなど、多くの示唆がなされた。

4 パネルディスカッション

さらに、佐藤学教授、公立学校教員の渡辺真理子氏及び



パネルディスカッションの様子

News & Topics

公立学校教員の河端徳昌氏をパネリストとし、佐藤香代委員をコーディネーターとして、教育現場の現状を踏まえつつ、子どもの学ぶ権利や成長発達する権利を保障する教育のあり方を考察するパネルディスカッションを行った。

河端氏からは、子どもの学力問題への対処として形式的に点数を上げるための取組がなされるなど、現場の「改革」は佐藤学教授の講演に照らすと遅れているものであること等の報告がなされた。

渡辺氏からは、教員に階級が導入されたことにより、教職員の自由な判断力が失われるなどの弊害が生じていること等の報告がなされた。

このような現状に対し、佐藤学教授からは、これらの「改革」は真に子どもの学力を向上させるものではなく、むしろ状況を悪化させるものである等の指摘がなされた。

質疑応答の後、当委員会の川村百合委員長より閉会の挨拶がなされた。

5 終わりに

広報の時間に制約があったにもかかわらず、教育の未来を心配する教育関係者や弁護士が集い充実した内容のシンポジウムとなった。

今回のシンポジウムを通じて、教育「改革」から子どもの学ぶ権利を守らなければいけないと再確認することができた。子どもの学ぶ権利の保障は、教育関係者だけでなく私たち弁護士の活動によるところも大きい。教育に対する不当な介入を許さないために、弁護士会としての役割をこれまで以上に果たしていく必要をあらためて考えさせられるシンポジウムであった。

司法シンポジウム・プレシンポジウム

「いま司法は国民の期待にこたえているか～我が国の民事司法の現状と課題～」

広報室嘱託 西岡 毅 (61 期)

2014年9月20日に予定されている、日弁連主催の第26回司法シンポジウム「市民にとって本当に身近で利用しやすい司法とは一民事裁判と家庭裁判所の現場から―」（弁護士会館2階講堂「クレオ」にて開催予定）に先立って、同年6月20日、読売会館のよみうりホールにて、東京三弁護士会及び日弁連の共催により、「いま司法は国民の期待にこたえているか～我が国の民事司法の現状と課題～」と題するプレシンポジウムが開催された。

総合司会に菊間千乃弁護士（第二東京弁護士会）、オープニングメッセージに村尾信尚氏（NEWS ZERO キャスター）を迎え、さらに、嵐信彦氏（ジャーナリスト）をコーディネーターとして、片山善博氏（慶應義塾大学法学部



壇上にならんだパネリスト

教授）、柴山昌彦氏（自由民主党 衆議院議員）、富山和彦氏（経済同友会）、河野康子氏（全国消費者団体連絡会）、新谷幸幸氏（日本労働組合総連合会）、山本和彦氏（一橋

大学大学院法学研究科教授), 中本和洋氏(日弁連 民事司法改革推進本部本部長代行)らの合計7名のパネリストによるパネルディスカッションが行われた。

日弁連の村越進会長の挨拶で幕を開け、村尾氏からオープニングメッセージをいただいた後、続くパネルディスカッションでは、各分野の立場から、消費者被害の問題、労働紛争の動向、証拠収集の困難性、弁護士費用の負担、権

利救済の実現方法、法教育の重要性等について様々な意見が出され、大変有意義な議論が交わされた。最後は、会場からの質問にパネリストが答え、当会の高中正彦会長のクロージングメッセージで終了となった。

当日は、1100名定員の会場に多くの観客が詰めかけ、大変な盛況ぶりであった。9月20日開催の第26回司法シンポジウムにおいても、多くの会員に足を運んでいただきたい。

東日本大震災復興支援企画 「ツタエル～被災地から霞が関へ～」

会員 小野田 峻 (64 期)

1 東日本大震災を伝える高校生・千葉拓人写真展

東京弁護士会の主催により、弁護士会館1階ロビーにおいて、宮城県石巻市在住の高校生・千葉拓人さんの写真展が7月14日(月)から開催された。同写真展はこれまで、一般社団法人キッズ・メディア・ステーションの主催により、石巻市を皮切りに、東京・神田、川口市、横須賀市等で開催されてきたが、今回の写真展では展示点数を増やし、弁護士会館の利用としては前例のない規模で、千葉さんが東日本大震災後に撮りためた10万枚以上の中から厳選された36点が展示された(表紙裏にカラー写真を掲載)。

千葉さんは、3歳から写真に興味を持ち始め、以来地元を撮り続けてきたという。震災時は中学3年生だった千葉さんが撮りためてきた写真は、来場者に震災の記憶と教訓を伝え、中でも「もう通えない」と題された石巻市立門脇小学校の写真は、色鮮やかな空の青と全焼した門脇小学校の煤けた白のコントラストが、当時卒業を控えていた子供たちの過去、現在、未来へと、来場者の想像力を導いていくようだった(この写真については、横3メートル×縦1.8メートルの巨大な布に印刷されたものも併せて展示された)。



写真展を視察された根本匠復興大臣(右)と千葉拓人さん(左)

2 自分事として考える

本稿は7月16日現在で執筆しているが、写真展最終日の7月30日には、弁護士会館2階講堂クレオにおいて、トークイベントが開催される予定である。

東北の課題を自分事として考えることは、日本の社会が、立場の互換性に配慮した柔軟性を真に獲得し得るかという問題提起に通じるように思われる。今回のイベントが私たちの新たな一歩に繋がることを願ってやまない。

【編集部注】

トークイベント等の詳細は、LIBRAの今後の号で掲載予定です。

ハンセン病隔離政策と闘った闘士をしのぶ集い

会員 赤沼 康弘 (29期)

2014年6月21日、「全療協神美知宏会長・全原協筈雄二会長を偲ぶ会」がおこなわれ、政界関係者や市民団体を初めとして、全国から大勢の人々が集まった。この集いは、全国ハンセン病療養所入所者協議会（全療協）、ハンセン病違憲国賠訴訟原告団協議会（全原協）、同弁護士団、全日本医療労働組合等を構成員とする「ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会」が開催したもの。

神さん（80才）は2014年5月9日、筈さん（82才）は2日後の11日に相次いで亡くなった。

ハンセン病患者・元患者に対する隔離政策は、約90年に及んでいたが、「らい予防法」が1996年に廃止され、2001年5月、熊本地方裁判所判決が「らい予防法」は日本国憲法違反であったと宣言し、政府と国会が隔離被害者に対して謝罪するという経緯を経て、終結した。

しかし、隔離政策による根強い偏見と差別は消えることなく残っている。古くは、らい病といわれたハンセン病に対する差別と偏見ほど根強いものはない。

隔離政策は、「らいは危険で恐ろしい伝染病だ」との偏見を国の隅々にまで蔓延させていた。判決の2年後ですら、あるホテルがハンセン病療養所入所者の宿泊を拒否するということが起こった。無知が偏見を生み、偏見が差別を生むといわれるが、ハンセン病に対する無知が解消される道のりは遠い。

また、全国13ヶ所にある国立ハンセン病療養所の入所者は、ふるさとから切り離され、長い人で80年もの間ここで生活してきたため、療養所を終の棲家とするしかない人が多い。このため、隔離され、人生を奪われた人々に対して、療養所内で、市民として安心できる生活を保障することが、



弔辞を述べる高中会長

その被害を回復させるものとなっている。

神さんは17才で、筈さんは7才でハンセン病療養所に隔離され、その後、神さんは療養所内自治会の役員となり、そして全療協の事務局長、会長として、筈さんも、自治会役員、そしてらい予防法は違憲であるとする訴訟の原告団代表となって、これらの闘いを指導してきた人である。その姿は、人はいかなる逆境の中でも希望を持ち人権のために闘うことができることを教えている。

これに対して、法律家は、らい予防法が廃止されるまで、ハンセン病隔離政策による人権侵害に対し、沈黙を通していった。無知のなかにいたといわれても弁解できない。その反省に立って、日弁連も東京三弁護士会も、ハンセン病に対する差別と偏見をなくし、人権を守るための闘いに一層の努力をすることを表明している。

偲ぶ会には、東京弁護士会高中正彦会長が東京三会を代表して出席し、弔辞の中で神さん、筈さんの遺志を引き継ぎ、人権のために闘うことを誓った。